令和5年度末 鉄軌道駅における転落防止設備および視覚障害者誘導用ブロック設置状況について

令和6年3月31日現在

								月相の中の月の1日列位		
事業者名	総駅数	平均利用者数 が3千人/日以 上の駅数 A	平均利用者数が3 千人/日以上及び 重点整備地施設に位 置づけられた平寸人 月本 利用者数千人/日 未満の駅数 B	公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第 6号から第8号に適合している転落防止のため の設備を設置している駅数 ^{※1}			公共交通移動等円滑化基準第9条に適合している可ロックを設置している駅数 ^{※2}			
					うち平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数3千人/日未満の駅数C	平均利用者数が3 千人/日以上及び 重点整備地施区内位 世活関連に位置づけられた平均 利用者数が2千人/日以の駅12474/日 割合(%)		うち平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数3千千人/日よ高の駅数	平均利用者数が3 千人/日以上及び 重点整備地区内位 置づけられた平均 利用者数だ2千人/日以上3千人/日以上3千人/日 未満 函合(\$)※3 (E/B)*100	
JR東日本	668	429	431	557	425	98.6%	201	155	36.0%	
JR東海	38	5	5	13	5	100.0%	12	1	20.0%	
JR旅客会社2社 小計	706	434	436	570	430	98.6%	213	156	35.8%	
東武鉄道	201	128	130	115	97	74.6%	108	95	73.1%	
西武鉄道	91	80	80	85	77	96.3%	44	37	46.3%	
京成電鉄	65	60	60	65	60	100.0%	64	59	98.3%	
京王電鉄	69	68	68	64	63	92.6%	48	48	70.6%	
小田急電鉄	70	70	70	38	38	54.3%	42	42	60.0%	
東急電鉄	88	87	87	86	86	98.9%	25	25	28.7%	
京浜急行電鉄	72	72	72	33	33	45.8%	25	25	34.7%	
相模鉄道	27	26	26	27	26	100.0%	14	14	53.8%	
大手民鉄8社 小計	683	591	593	513	480	80.9%	370	345	58.2%	
東京都交通局	94	94	94	94	94	100.0%	3		3.2%	
東京地下鉄	139	139	139	139	139	100.0%	74		53.2%	
横浜市交通局	40	40	40	40	40	100.0%	8	8	20.0%	
地下鉄3社局 小計	273	273	273	273	273	100.0%	85	85	31.1%	
JR、大手民鉄、地下鉄 小計	1,662	1,298	1,302	1,356	1,183	90.9%	668	586	45.0%	
中小民鉄、路面電車等 小計	551	226	232	330	209	90.1%	266	155	66.8%	
鉄軌道全体 合計	2,213	1,524	1,534	1,686	<u>1.392</u>	90.7%	934	<u>741</u>	<u>48.3%</u>	
(参考)令和4年度末の数値	2,194	1,508	1,517	1,651	1,366	90.0%	877	693	45.7%	

- ※1.「公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号から第8号に適合している転落防止設備の設置駅」とは、ホームドア、内方線付き点状ブロック(JIS T9251に適合しているものに限る)その他視覚障害者の転落を防止するための設備、線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けている駅をいう。
- ※2.「公共交通移動等円滑化基準第9条に適合しているブロックを設置している駅」とは、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路や、トイレの出入口との経路等において視覚障害者誘導用ブロック(JIS T9251に適合しているものに限る)等を設けている駅をいう。
- ※3.「公共交通移動等円滑化基準第9条に適合しているブロックを設置している駅数」のうち「平均利用者数が3千人/日以上及び重点整備地区内の生活関連施設に位置づけられた平均利用者数が2千人/日以上3千人/日未満の駅に対する割合(%)」とは令和2年に施行された公共交通移動等円滑化基準への適合状況(JIS T9251に適合)を示しており、改正前の公共交通移動等円滑化基準(平成18年2月施行)への鉄軌道全体の適合率は令和5年度末において96.1%。
- 注)1. 新幹線が乗り入れている在来線の駅であって、在来線の駅を管理する事業者が新幹線の駅も管理する場合、当該在来線の駅に 新幹線の駅も含み全体で1駅として 計上している。新幹線の駅 と在来線の駅を別々の事業者が管理する場合は、別駅として計上している。
- 注)2. 2以上の事業者の路線が乗り入れる駅であって、事業者間の乗換改札口が設けられておらず、改札内で相互乗換えができる場合は、全ての事業者の駅を含めて全体で1駅として計上している。この場合、代表して1事業者に当該駅を計上している。